

## 研究データ等の保存等に係る方針

平成 28 年 10 月 3 日制定

令和 3 年 4 月 1 日改正

### 1 趣旨

この方針は、兵庫県立大学研究倫理指針 3-4-3 に基づき、保存すべき研究データ等の内容、保存方法等について方針を定めるものである。

### 2 基本的な考え方

- (1) 研究者は、共同研究者、資金配分機関、本学及び社会に対する責務として、論文等の形で発表した研究成果に対して、後日疑念が提示された場合、自らがその説明責任を果たすことができるよう、研究データ等を適切に保存し、必要に応じて開示するものとする。
- (2) 本学は、本方針について研究倫理教育の一環として、研究者に周知、指導するとともに、研究者の研究データ等の保存に必要な環境整備に努めるものとする。

### 3 対象となる研究データ等

保存または開示する対象となる研究データ等とは、研究活動に伴い発生または使用する以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を証明するために必要となるものをいう。

- (1) 文書、数値データ、画像等の「研究資料」
- (2) 実験試料、標本等の「試料」
- (3) 装置

### 4 実験ノートの意義

実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残すこととする。実験ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。実験ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保存しなければならない。

### 5 保存方法及び保存期間

#### (1) 研究資料

論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。

研究資料の保存期間は、当該論文等の発表後原則として 10 年間とする。

電子化データについては、作成者、作成日時及び属性等の整備と適切なバックアップ等の作成により再利用可能な形で保存する。

研究分野において別途保存期間等が定められている場合はその定めに従う。また、保存スペースの制約などやむを得ない事情がある場合には、各部署において合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

## (2) 試料及び装置

保存期間は、当該論文等の発表後原則として5年間とする。ただし、保存が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについては、各部署において合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

## (3) その他

ア 個人データ等その取扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金配分機関との取り決め等がある場合はその定めに従う。

イ 共同研究により得られた研究データ等または外部から受領した研究データ等で契約等により別途定めがある場合はその定めに従う。

## 6 研究者の異動に伴う取扱

研究者が転出または退職した場合は、研究データ等のうち保存すべきものの状況を確認し、後日必要となった場合に追跡可能としておく等の措置を講じる。なお、研究者は、転出や退職後も開示についてその責を負うものとする。